

ビジネスプランコンテスト運営管理業務委託仕様書

1 委託業務名

ビジネスプランコンテスト運営管理業務

2 業務の目的

本業務は、多様な産業が盛んな本市の課題解決や地域経済の活性化、新事業の共創、起業・創業の機運醸成、そして地域の魅力向上を図るために開催するビジネスプランコンテストである。コンテスト終了後も継続して共創を支援し、参加者が持続的に地域に根ざした活動を行える環境を提供する一般部門と、地域課題の解決方法をビジネス視点で考える力を育成し、西尾で活躍する若者人材の増加と労働人口流出防止を目指す高校生部門の2部門を実施することで、西尾市全体が新たな挑戦を通じて持続可能な地域発展を実現することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4 業務スケジュール

本業務の契約後のスケジュールについて、概ね下表のとおり予定しているが、市と受託者で協議の上、変更する場合がある。

【一般部門】

令和7年7月	: コンテスト応募説明会の開催
令和7年7月中旬～9月中旬	: コンテスト参加者募集期間
令和7年9月下旬	: 一次審査(書類選考)
令和7年10月	: 最終審査に向けたキックオフミーティング(オフライン開催)
令和7年10月～	: 最終審査に向けたブラッシュアップ支援
令和8年	: 最終審査(公開プレゼンテーション)

【高校生部門】

令和7年8月	: コンテスト応募説明会 & ワークショップの開催
令和7年7月中旬～9月末	: コンテスト参加者募集期間
令和7年10月上旬	: 一次審査(書類選考)
令和7年10月	: 最終審査に向けたキックオフミーティング(オフライン開催)
令和7年10月～	: 最終審査に向けたブラッシュアップ支援
令和8年	: 最終審査(公開プレゼンテーション)

5 ビジネスプランコンテストの参加対象者

【一般部門】

西尾市の課題解決や活性化に向けて、具体的なアイデアやプロダクトを持っており、主体的にプロジェクト推進できる企業・個人を想定。

【高校生部門】

西尾市の課題を解決するプランや地域の活性化を目指すプランなど、柔軟な発想や熱意をもって取り組める高校生のグループを想定。

6 委託内容

本委託内容は、【一般部門】・【高校生部門】ともに実施すること。

(1) 事務局設置

業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。

(2) 参加者募集に関する業務

ビジネスプランコンテストの開催について、広く参加者へ周知の上、以下の内容に従い、募集を行うこと。

① 募集要項の作成

- ア 地域課題を整理し、募集テーマを定めること。
- イ 賞金を授与する際の条件を定め明記すること。

② 応募様式の作成

③ 応募説明会の実施

④ 周知

- ア コンテスト認知度向上等のため、専用サイト等を開設すること。
- イ 募集案内等のチラシ、パンフレット等を作成すること。
- ウ 周知効果が高いと思われる団体等に対して、必要に応じて事業の説明を行うなどしてコンテストの周知を行うこと。

(3) 一次審査実施業務

- ・コンテストの募集受付終了後、市と受託者で協議の上、一次審査通過者を選定すること。
- ・採点方法については、ビジネスプランの新規性、成長性、地域性等を勘案すること。
- ・審査結果については、応募者全員に通知することとし、希望者に対しては採点表を送付するなどして、応募者のビジネスプランに対する評価や助言等を行うこと。

(4) 最終審査に向けたブラッシュアップ支援業務

一次審査通過者を対象に実施するブラッシュアップについて、必要に応じメンター等の専門家を配置し、一次審査通過者のビジネスプランのブラッシュアップをフォローし、最終審査会に向けたサポートを実施すること。

- ・最終審査に向けたキックオフミーティングをオフライン開催
- ・ビジネスプランの個別フォローの実施

(5) 最終審査実施業務

一次審査通過者に対する最終審査会を開催すること。開催日については、市と協議の上決定すること。

① 周知

- ア 専用サイト等において、最終審査会に参加する聴講者を募集すること。
- イ 募集案内等のチラシ、パンフレット等を作成すること。

② 運営

当日の運営業務等を行うこと。なお、会場は西尾コンベンションホール(西尾市花ノ木町4丁目 64 番地)を使用すること。使用料は委託料に含めるものとする。

③ 審査員の選定

最終審査の審査員については、起業や新事業進出、投資など自らの経験に基づく実務的観点からビジネスプランの評価ができる人物などを3名程度選定すること。

【最終審査会の流れ】

・内容(案)

プレゼンテーション:1 人につき7分程度のプレゼンテーションを行う。

質疑応答:1 人につき5分程度、質疑応答を行う時間を設ける。

採点:別に定める評点表により採点を行い、大賞等の受賞者を決定する。

表彰式:下記「表彰」を参照の上、表彰式を行う。

その他:名刺交換会等を通じ、審査員と参加者等が交流できる場を提供すること。

・表彰

ア 一般部門 大賞(1件):賞金200万円※、賞金パネル

イ 高校生部門 大賞(1件):賞金10万円程度※、賞金パネル

奨励賞(2件):賞金3万円程度※、賞金パネル

※上記賞金は委託料に含みません。

また、本事業に賛同する協賛企業等を募り、企業賞を設けることも可能とする。その他の表彰内容については市と協議の上決定すること。

(6) 実装に向けた支援業務

一次審査通過者が西尾市に根差したビジネスを実装するために、市内事業者とのネットワーク構築等の支援を行うこと。

構築相手や方法等については市と協議の上決定すること。

(7) (1)～(6)に附帯する業務

7 その他

(1)実施体制

本業務に業務担当責任者(以下、「責任者」という。)を置くこと。責任者は業務従事者の指揮及び業務の遂行上必要となる市との調整等を行い、本委託業務全体の管理等を行う。責任者は定期的に発注者に対して進捗状況を報告すること。また必要に応じ、副責任者を配置すること。

(2)実施計画書の作成

受託者は、本業務委託を円滑に遂行するために実施計画書を作成、提出すること。

(3)完了報告

業務終了後、直ちに市に業務報告とともに完了届を提出しなければならない。業務報告の項目及び成果物の対象については市と協議すること。

(4)守秘義務、遵守事項

本業務による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年西尾市条例第33号)及び関連規定を守ること。

(5)損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(6)本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者からの提案を受け、契約締結時に協議の上変更する場合がある。

(7)その他

- ・業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- ・市との連絡調整については、必要に応じて打ち合わせ会議等を行うこと。
- ・本業務を一括して再委託することを禁止する。ただし、必要に応じて市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

- ・本業務の実施に際し発生する成果物は、特に定めのある場合を除き全て市に帰属する。
- ・成果物等は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- ・学生及び事業者等の画像・動画を使用する場合は、公開前に必ず学生及び事業者等の確認をとること。